

教職員互助会の退会にあたって

このたび、ご退職の皆様には、新潟県の教育にご尽力されましたことに、心より敬意を表します。

また、教職員互助会の事業にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございました。退会にあたって必要な手続きなどについてお知らせします。

教職員互助会の退会手続き

退職されますと、教職員互助会は退会となります。**退会手続きは不要**です。

再加入について

フルタイム再任用職員となる場合は、再加入いただけます。現職時と同様にカフェテリアプランや生命保険の団体扱い、各種給付金等の利用ができます。

再加入の意向確認のため、年度末にフルタイム再任用予定者全員から「新規再任用職員互助会加入意向確認書」を提出いただきます。別途、所属を通じてお知らせします。

その他、教職員互助会の退会にあたって、ご注意いただく点は次のとおりです。

- 1 会員退会給付金の手続き
- 2 生命保険の団体取扱停止の手続き
- 3 互助会からの貸付金の返済の手続き
- 4 新潟県教職員互助会館特別利用者証

ご不明な点は下記までお問い合わせください



〒950-8570（県庁専用郵便番号・住所の記入は不要）
新潟県教育庁福利課内

一般財団法人 新潟県教職員互助会

TEL 025-283-7511（直通） FAX 025-284-2881

<https://www.sinkyogo.com/>

1 会員退会給付金の手続き

退会后、該当者※には、会員退会給付金給付規程に基づき、掛金に応じた会員退会給付金を給付いたします。

フルタイム再任用職員となり、再加入される場合においても給付いたします。

※すでに給付された方や平成20年10月以降に加入された方などは該当となりません。

ア 請求手続き

自動給付になりますので、**手続きは不要**です。

イ 給付日

退職日の翌月25日に給付されます。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

互助会に登録の給付金等振込口座に送金しますので、**口座は解約しないでください。**

ウ 計算方法

平成21年4月以降は充当する掛金の徴収をしていないため、平成21年3月までの掛金に応じた額となります。

会員退会給付金の支給額=A+B+C+D

A 平成16年度から平成20年度の額（年度ごとに1円未満切捨）※会員期間が6月未満の年度は支給対象外
年度ごとの4月1日給料月額に1000分の24を乗じて得た額の合計額

B 平成11年度から平成15年度までの額（1円未満切捨）
平成15年度末の給料月額×会員期間に応じた支給率

会員期間(年)	1	2	3	4	5
支給率	0.03	0.06	0.10	0.13	0.16

C 昭和61年度から平成10年度までの額（1円未満切捨）
平成10年度末の給料月額×会員期間に応じた支給率

会員期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
支給率	0.08	0.16	0.24	0.31	0.38	0.44	0.50	0.56	0.62	0.68	0.74	0.79	0.85

D 昭和60年度までの額（1円未満切捨）
昭和60年度末の給料月額×会員期間に応じた支給率

会員期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
支給率	0.15	0.28	0.40	0.50	0.61	0.69	0.79	0.86	0.90	0.96	1.01	1.06	1.13	1.20	1.25	1.31

2 生命保険の団体取扱停止の手続き

生命保険を団体扱いで給料から控除している互助会会員は、退職した日の翌日から保険料が個人払いの扱いとなりますので、退職が確定したら早めに**保険会社へ連絡してください。**

※退職後、互助会に再加入する場合は連絡の必要はありません。

生命保険会社名	連絡先	生命保険会社名	連絡先
朝日生命保険相互会社	025-243-6912	アフラック生命保険株式会社	025-243-0612
第一生命保険株式会社	025-290-5192	富国生命保険相互会社	025-222-4166
明治安田生命保険相互会社	025-241-6661	プルデンシャル生命保険株式会社	025-368-7322
ジブラルタ生命保険株式会社	025-255-6011	オリックス生命保険株式会社	025-365-1681
住友生命保険相互会社	025-243-1143		

3 互助会からの貸付金返済の手続き

退職時に、互助会からの貸付金残高がある場合は、貸付金残高（退職時の貸付金残高+1か月分の利息）の全額を一括償還（返済）していただきます。

ただし、会員退会給付金が給付される場合は、当該給付金を充当いたします。

ア 償還方法

退職日以降に振込用紙を送付しますので、**指定期日までに振り込んでください。**

（定年退職の場合は4月中旬に振込用紙を送付しますので、4月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに振り込んでください。）

イ 会員退会給付金からの充当

貸付金残高へ自動的に会員退会給付金を充当しますので、**手続きは不要**です。

充当後に、なお貸付金残高のある場合は、上記アにより振り込んでください。

ウ 貸付金残高の確認

貸付金残高は、電話での照会にはお答えしていません。「貸付金償還表」で確認してください。「貸付金償還表」がお手元にない場合は、送付しますのでお電話ください。

エ 団体信用生命保険料充当金の返戻

団体信用生命保険に加入されている場合は、償還完了時に保障が終了となるため、未経過保険期間分の保険料は、後日返戻されます。**手続きは不要**です。

① 返戻金額

（算式）

保険料の返戻金額＝算定時未償還額×保険料率×未経過月数

（※保険料率は毎年変わります。）

② 送金口座

事前に互助会から通知を送付します。給付金等振込口座に償還後3ヶ月以内に送金されますので、**口座は解約しないでください。**



4 新潟県教職員互助会館特別利用者証

退会された方々には、「新潟県教職員互助会館特別利用者証」を差し上げています。

退職後も互助会館「アトリウム長岡」（長岡市）、「高陽荘」（上越市）を割引料金でご利用いただけます。「利用者証」を切り取って、施設に提示してください。趣味の会等の会合、同期会や法要の集いなどにご利用いただけます。



アトリウム長岡

〒940-0047 長岡市弓町1-5-1 TEL 0258-30-1250



高陽荘

〒943-0834 上越市西城町3-6-22 TEL 025-522-2930

